専決処分第1号

専 決 処 分 書

高根沢町町税条例(昭和33年高根沢町条例第40号)の一部改正について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、専決処分する。

令和7年3月31日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町町税条例の一部改正について

1 概要

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第7号)、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第119号)、地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和7年省令第30号)が令和7年3月31日にそれぞれ公布され、原則として令和7年4月1日に施行されることから、本町においてもこれに準じて所要の改正をするものです。

2 改正内容

(1) 公示送達の方法

公示送達の方法について、次のアとイの措置をとることとするもの

- ア 公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧できる状態に置くこと。
- イ 公示事項が記載された書面を掲示場に掲示すること、又は公示事項を事務所に設置した電子計算機の映像面に表示・閲覧できる状態に置くこと。

(第18条)

【施行日】地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日公布の日から起算して3年3月を超えない範囲内において政令で定める日

(2) 個人住民税

ア 特定親族特別控除の創設に伴い、当該控除額を控除すべき金額に追加するもの (第34条の2)

【施行日】令和8年1月1日

イ 特定親族特別控除の創設に伴い、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定を整備するもの (第36条の2)

【施行日】令和8年1月1日

ウ 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項に特定親族を追加するもの (第36条の3の2)

【施行日】令和8年1月1日

エ 特定親族特別控除の創設に伴い、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等を整備するもの (第36条の3の3第1項)

【施行日】令和8年1月1日

(3) 軽自動車税

ア 軽自動車税種別割の標準税率の区分に、125 cc以下クラスで最高出力を 4.0 k W以下に制御したバイクを追加するもの (第82条)

【施行日】令和7年4月1日

イ 新基準原付に係る減免を申請する場合、原動機の総排気量及び最高出力を申請書に記載するよう規定を整備するもの (第89条)

【施行日】令和7年4月1日

ウ マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等を整備するもの (第 90 条)

【施行日】令和7年4月1日

(4) 町たばこ税

加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算方法の見直しに伴う町たばこ税の課税標準の特例を規定するもの (附則第16条の2の2)

【施行日】令和8年4月1日

(5) 項ずれの修正

ア 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う項ずれに対応するもの (第36条の2、第63条の2、第89条 第139条の3及び第147条)

イ 地方税法の改正に伴う引用規定の項ずれに対応するもの (附則第10条の2)

【施行日】令和7年4月1日

(6) 文言の整理

条例第18条において「施行規則」が既出となったことによる規定の整備をするもの (第18条の3)

【施行日】地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日 公布の日から起算して3年3月を超えない範囲内において政令で定める日

高根沢町条例第 号

高根沢町町税条例の一部を改正する条例

高根沢町町税条例(昭和33年高根沢町条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(公示送達)	(公示送達)
第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、公示事項(同条第	第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、高根沢町公告式条
2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を	例(昭和33年高根沢町条例第1号)第2条第2項に規定する掲示
地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」	場に <u>掲示して行う</u> ものとする。
という。) 第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の	
者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示	
事項が記載された書面を高根沢町公告式条例(昭和33年高根沢町	
条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に <u>掲示し、又は公示</u>	
事項を高根沢町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示し	
たものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによ	
<u>ってする</u> ものとする。	
(納税証明事項)	(納税証明事項)
第18条の3 施行規則第1条の9第2号に規定する事項は、道路運	第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施
送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対	<u>行規則」という。)</u> 第1条の9第2号に規定する事項は、道路運
象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得な	送車両法 (昭和26年法律第185号) 第59条第1項に規定する検査対
い事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得な
	い事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。
(所得控除)	(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与及は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額

が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しな いものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶 養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第1 2号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び 第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が8 5万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又は これらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第31 3条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する 純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項 (同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3 項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する 特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項におい て同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除す べき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。) の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与 所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2 項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2) に掲げる者を除く。) については、この限りでない。

9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。)、当該

が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。)、当該

町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当すること となった日その他必要な事項を申告させることができる。

(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に 規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地にお いて同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適 用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」とい う。) の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義 務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と 生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職 手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する 者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)を いう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者 又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者 に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者 であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有 する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で 町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき 所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下 この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に 公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めると ころにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金 町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当すること となった日その他必要な事項を申告させることができる。

(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2

(3) 扶養親族の氏名

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税決第203条の6第1項の規定により同項に 規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地にお いて同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適 用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」とい う。) の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義 務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と 生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職 手当等に限る。以下この項において同じ。) に係る所得を有する 者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)を いう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者 又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者 に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」 という。) で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際 に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等 の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。) から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行 規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、 当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならな

等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第 5項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続に おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する 者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について 同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。 以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有 しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

(種別割の税率)

第82条

(1)

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(<u>ウ及びオ</u>に掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの<u>(ウに掲げるものを除く。)又は</u>定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

<u>ウ</u> 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

(3) 扶養親族の氏名

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第 5項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

(種別割の税率)

第82条

(1)

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(<u>エ</u>に掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの<u>又は</u>定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

<u>エ</u> 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの<u>(ウ</u> <u>に掲げるものを除く。) 又は</u>定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2.400円

才 (略)

(種別割の減免)

第89条

2

- (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)
- (5) 原動機の総排気量又は定格出力<u>(第82条第1号ウに掲げる</u> 原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者 は、納期限前7日までに、町長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手 帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付 <u>ウ</u> 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの<u>又は</u> 定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

工 (略)

(種別割の減免)

第89条

2

- (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)
- (5) 原動機の総排気量又は定格出力

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者 は、納期限前7日までに、町長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手 帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付 を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この 項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定め るところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育 手帳」という。) 又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害 者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」 という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定 により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一に する者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世 帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項に おいて「運転免許証」という。) 又はこれらの者の特定免許情報 (同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項に おいて同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同条 第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項にお いて同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載 した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、 提出しなければならない。

- (5) 運転免許証<u>又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の</u>有効期限並びに運転免許の種類及び条件が<u>付されて</u>いる場合にはその条件
- 3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示した ときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許 情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(5) 運転免許証<u>の番号、交付年月日及び</u>有効期限並びに運転 免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件 4 (略)

5 (略)

(特別土地保有税の減免)

第139条の3

2

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。) (法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第147条

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

附則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2

22 法<u>附則第15条第36項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3 分の2とする。 3 (略)

4 (略)

(特別土地保有税の減免)

第139条の3

2

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。) (法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第147条

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

附則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2

22 法<u>附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

- 23 法<u>附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 24 法<u>附則第15条第40項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3 分の1とする。
- 25 法<u>附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は4 分の3とする。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

- 第16条の2の2 今和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡 し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡 し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲 げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばこと みなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94 条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、 当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法 により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこ をいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるもの とする。
 - (1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部

- 23 法<u>附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 24 法<u>附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3 分の1とする。
- 25 法<u>附則第15条第42項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

第13条の3 削除

分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。) の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただ し、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満で ある場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻た ばこの1本に換算する方法

- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たば この重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方 法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量 が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品 目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ (第93条の2の規定により 製造たばことみなされるものに限る。) のうち、次に掲げるもの については、同号ただし書の規定は、適用しない。
 - (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に 供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定 により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の 用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみ なされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目 のもの

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
 - (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日
 - (3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12 号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の高根沢町町税条例(以下「新条例」という。)第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(町民税に関する経過措置)

- 第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度 分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 2 令和8年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族 特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において 同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下「1号施行日」という。)以後に支払を受け

るべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の高根沢町町税条例(以下「旧条例」という。)第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産 税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例第82条 (第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

- 第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附 則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る町たばこ税については、なお従前の例による。
- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、高根沢町町税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
 - (1) 高根沢町町税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。